

第4回JAS制度のあり方検討会の議事概要

平成16年1月28日(火)10:00～
日本郵政公社本社2階共用会議室A～D

1. 委員の出欠

委員18名中17名が出席

※欠席者・・・森澤委員

2. 議事概要

(1) 第3回検討会で委員から出された意見の整理

(資料1「第3回JAS制度のあり方検討会で出された意見」を事務局から説明)

(2) JAS規格制度の今後のあり方について

(資料2「JAS規格制度の今後のあり方について(案)」を事務局から説明)

座長：まず、「I. JAS規格のコンセプトの明確化」についてはどうか。

委員：JAS規格の対象物についての意見であるが、例えばペットフード、愛玩動物(ペット)、あるいは観賞植物についても、JAS規格の対象としてはどうか。

委員：個別品目の品質表示基準は、メーカーと消費者の約束事である。個別品目の品質表示基準により個々の品目の定義を定めることに替えて、任意のJAS規格で標準を示すとするのは、表示の混乱を招くことが懸念されることから、反対である。また、コーデックス等の国際的な場で日本の立場を主張していくためにも、国として品目の定義を定めておく必要がある。

委員：それは品目によるのではないか。現在、有機畜産の規格の検討に参加しているが、例えばハムは個別品目の品質表示基準により、食品添加物である亜硝酸塩が必須原材料となっており、「有機ハム」を作り得ない、という問題がある。製造業者の工夫を妨げないよう、規格の形としてもよいのではないか。

委員：JAS規格のコンセプトを明確にするという総論は賛成。生協では、仕様書には明記していないが、輸入品でも基本的にJAS規格を上回ることを要求しており、ミニマムを定めた規格として扱ってきた。ただ、本当に最低限を定めている規格であるのならば、極論すれば、それをクリアすることを義務とすることが消費者にとってわかりやすい。しかし、現実にはそうも言えず、規格を上回らない商品も流通しているようである。ミニマムな標準でおおかたのものは規格を上回っているというのが消費者にわかるという方向が望ましいのではないか。

名称と定義に関しては、生協では添加物を使わない運動をしてきた経緯もあり、塩漬しないハムを作ってきた。他にも、かんすいを使わないラーメンを作ったが、名称欄では「和風めん」となってしまう。はちみつ入りマヨネーズの例もあるが、立派なイミテーションについては、きちんと表示できるよう手当てすべきではないか。

また、ミニマムの規格であるならば、それを満たすのは当然のことであるので、J A Sマークを付けるまでもないのではないか。

委員：ミニマムという言葉を使いながら、標準だと説明している点が不明である。

ミニマムという言葉には、義務的なイメージがある。現行のJ A S規格は、一定の品質を保証しており、ある程度エクセレンス規格としての意味がある。J A S規格は品質改善にも役立っており、規格をミニマムとエクセレンスに二分すると、少しおかしくなるのではないか。ミニマムの基準は、品質表示基準で対応すべきである。個別の品質表示基準の名称規制により問題が生じている旨の指摘があったが、これは品質表示基準の内容の問題である。また、コーデックス規格にも品目の定義があることを考慮し、もう少し検討してほしい。

事務局：「ミニマム規格」というのは、あるいは誤解を招く表現であったかもしれない。「エクセレンス規格」との対照を際立たせるために「ミニマム規格」という表現を使用しており、意味としては標準、スタンダードである。

現状では、J A S規格が何のために何を保証しているのかが曖昧であるという問題がある。一方で、品質表示基準により、定義に当てはまらなければその名称を使用できないという厳しい名称規制を行っている。新製品が日々開発される現在のマーケットの中で、品質表示基準による罰則を伴う名称規制が果たして適切なものなのか、という問題意識を持っている。これは、品質表示基準における定義の定め方次第でクリアできる問題ではないと考えている。

今回ご提案しているのは、個別品目の品質表示基準による厳格な名称規制に代えて、J A S規格という公的な規格により個別の品目の定義を示していく方向である。任意の規格で大丈夫か、というご意見もある。しかし、品質表示基準で規定していなくても、明らかに消費者の誤認を招く表示であれば、取締りが可能である。現在でも、例えば、和牛や黒豚についての偽装表示は、品質表示基準による定義はないが、実際に取り締まっている。

標準あるいはミニマムであれば格付もマークも不要ではないか、というご意見については、J I S規格で定められたA 4、B 5（紙のサイズ）やねじの形と同様に、標準を示すこと自体が重要であり、格付とマークは必ずしも前提となるものではないと考えている。しかし、格付を受けるのを禁止する必要もないのではないか。

なお、J A S規格の対象物資については、次回の検討会でご議論いただければと思う。

委員：個別品目の品質表示基準の定義をミニマム規格に移行するとしても、例えば、原料原産地表示の義務づけ等についての、対象品目の範囲を明確にすべき場合があるが、個別品目の品質表示基準を廃止するとその対象品目の範囲が不明確になるのではないか。また、業務用取引規格というのは、メーカーが加工するために原材料として購入する場合のみを想定しているのか、それとも、流通業者や小売業者が最終的には消費者に販売するために最終製品を仕入れる場合等まで含まれるのか。

事務局：個別品目の品質表示基準については、定義以外の内容も精査し、消費者の商

品選択のために必要なものは、加工食品品質表示基準に移行するか、あるいは個別の品質表示基準として残るものもあり得るだろう。業務用取引規格については、原材料として使用される品目を中心に考えている。

座 長：個別品目の品質表示基準の扱いについても、この検討会で結論を出すのか。

事務局：個別品目の品質表示基準の具体的な内容は、「食品の表示に関する共同会議」等で検討いただく事項であると考えているが、J A S規格と個別品目の品質表示基準の関係については、この検討会でご議論いただきたい。

委 員：林産物のJ A S規格は、ほとんどの場合に等級化されているが、それは「良いもの、悪いもの」という区分ではなく、商品の位置づけを明確にするというもの。「ミニマム」・「エクセレンス」という言葉が一人歩きするのは良くない。

委 員：事務局の説明では、ミニマム規格は、最低限ではなくスタンダードということだが、粗悪品を排除するための規格を作るのか、各品目の品質の分布の真ん中あたりを狙った規格を作るのか、それともエクセレンスに持っていくための規格を作るのかを明確にすべき。スタンダードについてはマークを表示しなくてもよいものとし、エクセレンス規格にのみマークを付するものとするものとも考えられる。規格をつくることにより目指すものと、マークを付けることにより目指すものを区別して議論してはどうか。

座 長：スタンダード、エクセレンスの議論については、次回、事務局から、具体的な品目を例にあげて、このように変えていきたいというイメージを示していただきたい。

座 長：「Ⅱ. J A Sマークのあり方」についてはどうか。

委 員：個々の事業者が色々と工夫してマークを表示できるようにすることには賛成であり、また、最終製品に「原材料にはJ A S品を使用」と表示して、消費者にJ A Sへの関心を持ってもらうのも良いことだと思う。

有機J A Sの場合、「有機〇〇」と表示して販売するには、認定を受けて有機J A Sマークを付けることが必要である一方で、加工食品に「有機原材料使用」と表示する場合には、有機J A S規格の検査認証制度の対象外となる。消費者には有機J A Sマークが付いている商品と単に「有機原材料使用」と表示している商品の違いがよくわからないという問題があるのではないか。一定の割合以上有機原材料を使用した旨の表示を行う場合に第三者認証を行うことを検討してはどうか。

委 員：視覚に訴えるのは良いことだ。J A Sマークではなく、「添加物不使用」等の表示を見て食品を選択することが多いので、J A Sマークに内容を付記するのは賛成だ。

委 員：J A Sマークは4種類もあり、マークの意味するところがわかりにくいという問題がある。製品にJ A Sマークを表示する際に、「品質保証」等その意味するところを付記させてはどうか。一方で、そもそもロゴマークというものは色々な情報を一括して表すことに意味があり、ロゴマークで表現しきれない情報を付記するのでは意味がないという考え方もある。

前回の検討会で、登録認定機関名をマークに付記するという話があったが、王冠にJASマークを付する印刷びん入り飲料のように、表示を行うことのできるスペースの問題もあることから、特例を設けるなど十分配慮して欲しい。

委員：小手先でマークを金色にするかどうかという問題ではない。重要なのは規格の内容であり、JASマークを付けることで差別化できる内容かどうかが先決だ。差別化できる内容であれば、メーカーは自らその内容を表示するのではないか。マークに色々と情報を付記させるのはゴチャゴチャしてしまい、かえって良くないと思う。

座長：「IV. 認定の技術的基準のあり方」についてはどうか。

委員：ISO9001等の認証を得ている事業者を認定する際の審査の簡素化を認めるのは良いことだと思う。実際、有機JASの認定事業者がISOの認証を取得する際のコンサルタント料が値引きされる例や、ISOの認証を取得した事業者が有機JASの認定を受ける際の検査の所要時間が短くなる例があるようだ。

委員：三点ほど提案したい。①ISOだけではなく、HACCPとJAS制度の連携にも配慮願いたい。例えば、JASの認定の技術的基準にHACCPの重要管理点の視点を取り入れてはどうか。②認定事業者の自己格付の業務のうちの検査分析部分を第三者試験機関が実施する、いわゆるB方式を原則的な形態としてはどうか。③現行法では、格付検査が終わるまで出荷できないこととなっているが、この点を改めてはどうか。

事務局：①HACCPとの連携については、現在検討されているISO22000の動向も見つつ考えたい。②B方式を原則とするというのは、平成11年のJAS法改正に逆行し、難しいと思われる。③格付検査終了まで出荷できないとの規制を廃止すると、格付検査により不合格が判明した場合に既にJASマークの付された商品が流通していて回収できないという事態が起こりかねず、問題である。

座長：「V. 表示とリンクしたJAS規格の展開」についてはどうか。

委員：法の遵守は企業にとって生命線であり、当然のことだ。特に強制法規により表示義務がかかっている事項が正確であることを第三者が認証するというのは法制的な整理が必要ではないか。ただし、現在の有機のように第三者認証を得たものについて一定の表示を認めるという制度は理解できるものであり、例えば「添加物不使用」といった表示についても対象とすることが考えられるのではないか。

委員：一定の条件の下に義務表示事項の省略を認めるのは結構なことである。現在、惣菜などでは、表示事項に見合う表示可能なスペースが乏しく問題になっている。

委員：JAS規格の考え方が、「食品を一定の品質のあるものにしていく」というところから、「消費者・事業者に情報を提供する」というところに変わってきてい

るのではないか。情報提供に重点を置くのであれば、「スタンダード」・「エクセレンス」のほかに、「その他標準化できないが消費者の選択に役立つ情報を提供している」ことを認証する仕組みは法制上成り立つのではないか。

強制法規で義務として表示している事項が正確であることを認証することについては、政策的に好ましいかという問題はあるが、単なる義務表示であれば表示の真正性は事後チェックによってしか確保されないので、法制的にはプラスアルファとして事前の認証を認める余地はある。

委員：正確に表示していることを保証するマークが欲しいという要望は以前からあったので、これが可能になるのであれば結構なことだ。また、従来は食品衛生法の問題として整理されてきたのだろうが、残留農薬や微生物等の安全基準をJAS規格で定められないか。

委員：「表示の基準のみのJAS規格」については、事務局から具体的な案を示していただいた上で、再度議論してはどうか。すでに生産情報公表JASがあるが、「表示の基準のみのJAS規格」として位置づけることができれば、それが良いと思う。

義務表示事項については、本来は事業者が当然守るべきことであり、そのために国が監視体制も整えているはずなので、それを保証する必要はないのではないか。

食品の多様化には、安全性の確認された食品添加物の貢献が大きい。安全性の確認された添加物についてまで、拒絶反応を起こすのはやめて欲しい。

座長：「V. 表示とリンクしたJAS規格」については、概ね了承となったのではないか。さらに精査すべき点は次回で議論したい。「VI. JAS規格の制定・見直しの基準への反映」についてはどうか

事務局：今までは、どのくらい格付されているのか、どのくらいJASマークが付いているのかという観点から規格の必要性を判定してきた。しかし、格付は受けていなくとも、世の中の人が規格を使っており、そのことに意味があることがある。これを具体的な指標により判断するのは難しい。仕様書等をチェックするほかないのかもしれない。この点についてご意見を頂きたい。

委員：全ての加工食品について一般的なスタンダードとしての規格を作っていくべきではないか。

委員：「標準」と「エクセレンス」という仕分けは再度検討してほしい。分類名の標準を定めた上で、「規格保証JAS」というものを作ればよいのではないか。

委員：林産物では、業者間取引が中心であり、格付は受けていないがJAS相当品ということで売買されているものが相当ある。格付がないから即規格を廃止ということがないようお願いしたい。

座長：ミニマム規格については、分類名という考え方ができる。しょうゆかソースかといった分類は、消費者の選択のために必要があるのではないか。

委員：分類名であれば、スタンダードではなく、まさに最低限の基準となるのではないか。

委員：J A S規格を「ミニマム」と「エクセレンス」に仕分けるのは、消費者を「エクセレンスの商品を買う人」と「ミニマムや無印の商品を買う人」に分断することになる。J A S規格は今までスタンダードを作ってきた。消費者のスタンダードを確保するのが大事な役割だ。

座長代理：しょうゆとは何か、ドレッシングとは何か、というミニマムの規格だけを定めていれば、格付率が下がってしまい、問題となる。基本的な「みりん」に加えて「みりん風調味料」の規格を作る等、ミニマムとプラスアルファの規格を定めることで格付率を高めてはどうか。

事務局：現在、個々の食品の定義は、罰則で担保された強制のルールである個別品表で定められている。格付率ではなく、この点に問題があると考えている。「ミニマム」・「エクセレンス」等の概念については、再整理の上、次回の検討会で具体例を挙げてご説明したい。

座長：本日積み残した点は、次回の検討会で引き続きご議論いただきたい。最後に、今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局：次回は3月16日（火）14時より、経済産業省別館9階944会議室で開催する予定である。

（以上）

（本議事概要については、今後一部修正が入る場合があります。）